

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年 4月10日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契約課)

記

業務名	集会所消防設備点検業務ほか (合冊13件)		
業務場所	別紙仕様書のとおり		
委託期間	令和8年5月27日 ~ 令和9年3月31日 309日間		
業務概要及び条件	宇治市集会所における消防設備の点検業務		
予定価格	¥1,116,954 (税込)	最低基準価格	¥781,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～②の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録(市内本店) ②消防設備点検資格者の配置			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和8年4月16日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙、参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和8年5月20日(水) 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前払金	無	部分払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
その他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・ 本件は以下13件の合冊案件です。
 - ①集会所消防設備点検業務
 - ②消防署・消防分署・救急出張所消防用設備等点検業務委託
 - ③菟道ふれあいセンター消防設備点検業務委託
 - ④コミュニティーワークうじ館消防設備点検業務委託
 - ⑤コミュニティーワークこはた館消防設備点検業務委託
 - ⑥大久保青少年センター消防設備点検業務委託
 - ⑦善道青少年センター消防設備点検管理業務委託
 - ⑧河原青少年センター消防設備点検業務委託
 - ⑨小倉公民館消防設備点検業務
 - ⑩木幡公民館消防設備点検業務
 - ⑪広野公民館消防設備点検業務
 - ⑫宇治浄水場ほか消防設備点検業務委託
 - ⑬水道庁舎消防用設備等点検業務委託
- ・ 本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。

令和8年4月10日（金）午前9時から
令和8年4月23日（木）午後5時まで
- ・ お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・ 郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・ 封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・ 「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」は、宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）よりご確認ください。
- ・ 入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。
- ・ 令和8年4月1日以降に発注する案件については、指名業者を事後公表とします。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

集会所消防設備点検業務委託 仕様書

宇治市集会所における消防設備の点検業務の実施にあたっては、本仕様書に定めるとおりとし、消防法に定める有資格者が行うものとする。

1. 防火対象物の所在地、名称等

対象：宇治市内集会所（65箇所）

用途：消防法施行令別表第一（1）項ロ、（15）項

詳細は別紙のとおり

2. 点検対象設備の内訳

・詳細は別紙のとおり

※点検対象設備の詳細については、現地で確認のこと。

3. 点検の実施

・機器点検及び総合点検を実施すること。

・点検の実施については、関係法令に基づく専門の技術員を以って実施すること。

点検により不備な箇所を発見したときは、担当課職員の指示に従い、適切な処置を講ずること。

・点検の実施については、各集会所の管理者と調整を行うこと。

4. 点検の基準

・点検の基準は、昭和50年消防庁告示第14号及び平成16年消防庁告示第9号の規定による。

5. 費用負担

・点検に基づいて実施する修繕等に要する費用は、委託者の負担とする。

ただし、点検に基づき、取替または修理に要する費用の見積書を作成し、委託者に提出すること。

・点検に必要な機器の使用、書類作成及び届出等に要する費用は、受託者の負担とする。

6. 点検票及び消防用設備等点検結果報告書の作成と所轄消防署への届出

・機器点検を完了したときは、当該点検対象物について点検票（昭和50年消防庁

告示第14号に定める様式)を作成し、担当課職員に提出するものとする。

- ・総合点検を完了したときは消防用設備等点検結果報告書(平成16年消防庁告示第9号に定める様式)を作成し、担当課職員に提出する。担当課職員の確認を受けた消防用設備等点検結果報告書を受託者から所轄消防署へ提出し、副本を担当課職員へ引き渡すものとする。
- ・その他担当課職員が指示する書類があれば、提出するものとする。
- ・所轄消防署への届出対象については別紙のとおり。

7. 委託期間

契約日から令和9年3月31日(水)まで

8. その他

- ・本仕様書に定めのない事項については、担当課職員と協議のうえ実施するものとする。

中消防署所轄集会所

No	建物名	所在地	構造	階数	床面積	延面積	誘導灯	非常警報装置	消火器	用途	消防署届出
9	矢落集会所	宇治矢落71	軽量	平屋	74.20		○	○	1	(15)	R9
16	若宮集会所	宇治壺番103	軽量	平屋	55.96		○	○	1	(15)	R9
23	新半白集会所	宇治半白76-3	木造	平屋	68.42		○	-	1	(15)	R9
47	城南荘集会所	神明宮東88	RC	平屋	246.62		-	○	1	(1)口	R8
50	川東集会所	宇治東内21-乙	木造	2階	98.12	156.08	○	○	2	(15)	R9
63	宇治橋通集会所	宇治壺番65-5	RC	平屋	67.00	122.9	-	○	1	(15)	R9
73	折居台東集会所	折居台四丁目1-228	木造	平屋	80.74		-	○	1	(15)	R9
80	西目川集会所	槇島町落合253	木造	平屋	55.48		-	○	1	(15)	R9
82	天神台集会所	天神台一丁目1-8	木造	2階	92.65	124.56	○	○	1	(15)	R9
86	大開集会所	広野町大開51-4	木造	平屋	66.86		○	○	1	(15)	R9
93	尖山集会所	広野町尖山4-657	木造	平屋	66.24		○	○	1	(15)	R9
99	紫ヶ丘集会所	槇島町南落合56-20	木造	平屋	140.78		-	○	1	(15)	R9
111	吹前集会所	槇島町吹前37	木造	平屋	99.84		-	○	1	(15)	R9
112	志津川集会所	志津川南組16-3	木造	平屋	94.40		-	○	1	(15)	R9
113	蔭山東集会所	宇治蔭山30-10	木造	2階	33.12	66.24	-	○	2	(15)	R9
116	米阪集会所	宇治米阪5-67	木造	平屋	68.94		○	○	1	(15)	R9
127	里尻集会所※	宇治里尻6-8	木造	平屋	57.97		-	○※	1	(15)	R9

※ 里尻集会所は自動火災警報器も設置している。

西消防署所轄集会所

No	建物名	所在地	構造	階数	床面積	延面積	誘導灯	非常警報装置	消火器	用途	消防署届出
7	西小倉集会所	小倉町南堀池52-3	木造	平屋	162.31		-	○	1	(15)	R9
8	広野集会所	広野町丸山1-1	軽量	平屋	51.67		○	○	1	(15)	R9
13	西大久保集会所	大久保町且椋28	鉄骨	平屋	181.82		○	○	1	(15)	R9
14	南陵集会所	南陵町一丁目1-353	木造	平屋	48.59		○	○	1	(15)	R9
15	砂田集会所	伊勢田町砂田6-132	軽量	平屋	84.00		○	-	1	(15)	R9
17	西山集会所	小倉町西山19-12	軽量	平屋	54.90		○	○	1	(15)	R9
21	名木集会所	伊勢田町名木一丁目1-280	木造	平屋	48.60		○	○	1	(15)	R9
22	中ノ田集会所	伊勢田町中ノ田37-178	木造	平屋	50.22		○	-	1	(15)	R9
29	南広野集会所	広野町寺山45-15	木造	平屋	68.04		○	-	1	(15)	R9
30	名木西集会所	伊勢田町名木二丁目1-59	軽量	平屋	62.00		-	○	1	(15)	R9
78	伊勢田南集会所	伊勢田町南山42-16	木造	平屋	56.72		-	○	1	(15)	R9
87	南小倉集会所	小倉町南浦71-138	木造	2階	44.28	73.26	○	○	2	(15)	R9
90	南堀池集会所	小倉町南堀池85-7	木造	平屋	56.31		○	○	1	(15)	R9
97	伊勢田集会所	伊勢田町毛語60	木造	平屋	150.71		-	○	1	(15)	R9
102	平盛集会所	大久保町平盛15-14	木造	平屋	56.31		-	○	1	(15)	R9
105	寺山台集会所	寺山台二丁目10-1	木造	平屋	112.62		○	○	1	(15)	R9
106	中畑集会所	小倉町中畑49-3	木造	平屋	128.16		-	○	1	(15)	R9
118	開集会所	開町63-4	木造	平屋	101.85		-	○	1	(15)	R9
120	広野成田集会所	広野町成田1-48	木造	平屋	68.99		-	○	1	(15)	R9

合計 19箇所

東消防署所轄集会所

No	建物名	所在地	構造	階数	床面積	延面積	誘導灯	非常警報装置	消火器	用途	消防署届出
1	大和田集会所	五ヶ庄西浦22-6	木造	平屋	97.72		-	○	1	(15)	R9
2	西岡屋会館	五ヶ庄寺界道69-1	鉄骨	平屋	172.88		-	○	1	(15)	R9
4	南木幡集会所	木幡南山4-54	木造	平屋	57.96		-	○	1	(15)	R9
5	六地藏公会堂	六地藏奈良町35-10	木造	平屋	163.66		○	○	1	(15)	R9
6	御蔵山集会所	木幡赤塚49-4	木造	平屋	162.31		-	○	1	(15)	R9
10	明星集会所	明星町一丁目9-87	鉄骨	平屋	170.58	236.82	○	○	1	(1)口	R8
12	南山集会所	木幡南山13-99	軽量	平屋	51.67		○	○	1	(15)	R9
18	三室戸集会所	菟道荒植33-1	木造	平屋	57.97		○	○	1	(15)	R9
35	笠取集会所	東笠取稲出23-4	木造	平屋	132.99		-	○	1	(15)	R9
48	笠取南部集会所	炭山直谷31-12	木造	平屋	104.34		-	○	1	(15)	R9
59	西川原集会所	五ヶ庄西川原21-29	一部鉄骨	平屋	234.35		○	○	1	(1)口	R8
64	福角集会所	五ヶ庄福角1-1	RC	平屋	100.00		-	○	1	(15)	R9
67	菟道集会所	菟道河原7-1	木造	平屋	168.84		○	○	1	(15)	R9
72	羽戸山集会所	羽戸山二丁目1-178	木造	2階	151.73	185.68	○	○	2	(15)	R9
83	菟道北集会所	菟道東集上り5-142	木造	平屋	78.66		○	○	1	(15)	R9
94	五ヶ庄南集会所	五ヶ庄岡本1-4	木造	平屋	115.84		○	-	1	(15)	R9
96	平尾台西集会所	平尾台一丁目19-11	木造	平屋	147.77		○	○	1	(15)	R9
103	平尾台東集会所	平尾台三丁目13-6	木造	平屋	149.92		○	○	1	(15)	R9
114	平町集会所	菟道平町60-97	木造	平屋	70.38		-	○	1	(15)	R9
115	三室戸北集会所	菟道出口40-71	一部鉄骨	平屋	127.52		-	○	1	(15)	R9
121	御園集会所	木幡御園20-109	木造	平屋	57.60		-	○	1	(15)	R9
122	御蔵山南集会所	木幡御蔵山39-1638	木造	平屋	88.77		-	○	1	(15)	R9
123	大和田西集会所	五ヶ庄新開14-51	木造	平屋	57.33		-	○	1	(15)	R9
124	平尾南集会所	木幡平尾67-2	木造	平屋	90.08		○	○	1	(15)	R9
126	平尾北集会所	木幡平尾28-821	木造	平屋	116.76		○	○	1	(15)	R9
128	菟道藪里集会所	菟道藪里14-65	木造	平屋	77.43		○	○	1	(15)	R9
129	平尾東集会所	木幡平尾27-53	木造	平屋	169.90		○	○	1	(15)	R9
130	三番割集会所	五ヶ庄三番割37	木造	平屋	92.74		○	○	1	(15)	R9
131	木幡北島集会所※	木幡北島45-8	木造	平屋	58.50		○	※	1	(15)	R9

※ 木幡北島集会所は自動火災警報器を設置している。

合計 29箇所

消防用設備等点検業務仕様書

宇治市消防本部・消防署における消防用設備等の点検業務の実施にあたっては、本仕様書に定めるとおりとし、消防法に定める有資格者が行うものとする。

1. 防火対象物の所在地、名称等

- | | | |
|---|-------|--|
| ① | 所在地 | 宇治市槇島町吹前 91-1 |
| | 名称 | 宇治市中消防署槇島消防分署 |
| | 用途 | 消防法施行令別表第 1(十五)項 |
| | 構造・規模 | R C 造 2 階建 延べ床面積 618.10 m ² |
| | 消防用設備 | 消火器具(4 本)、非常警報設備(ニッケン: EAU-SP2 台)、誘導標識(4 枚) |
| ② | 所在地 | 宇治市伊勢田町遊田 10-3 |
| | 名称 | 宇治市西消防署 |
| | 用途 | 消防法施行令別表第 1(十五)項 |
| | 構造・規模 | R C 造 2 階建 延べ床面積 956.04 m ² |
| | 消防用設備 | 消火器具(4 本)、誘導標識(4 枚) |
| ③ | 所在地 | 宇治市伊勢田町大谷 19-16 |
| | 名称 | 宇治市西消防署伊勢田救急出張所 |
| | 用途 | 消防法施行令別表第 1(十五)項 |
| | 構造・規模 | R C 造 2 階建 延べ床面積 436.00 m ² |
| | 消防用設備 | 消火器具(2 本)、誘導標識(5 枚) |
| ④ | 所在地 | 宇治市木幡南端 5 |
| | 名称 | 宇治市東消防署 |
| | 用途 | 消防法施行令別表第 1(十五)項 |
| | 構造・規模 | R C 造 3 階建 延べ床面積 1,114.29 m ² |
| | 消防用設備 | 防火戸(3 枚)、消火器具(9 本)、自動火災報知設備(ニッケン: P 型 2 級・5 L)感知器: 差動式・53 器、定温式・5 器、煙式・5 器
発信機: 3 機 |

2. 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 点検対象設備の内訳及び点検回数

(1) 機器点検

回数 年2回(6ヶ月に1回)

点検設備 防火戸、消火器具、自動火災報知設備、非常警報設備

(2) 総合点検

回数 年1回

点検設備 自動火災報知設備、非常警報設備

※ 機器点検で年2回のうち、第2回目の点検については、総合点検と同時に行うこと。

※ 点検対象設備については、現地にて確認のこと。

4. 点検の実施

点検の実施については、関係法令に基づく専門の技術員をもって実施すること。

点検により不備な箇所を発見したときは、委託者の指示に従い適切な処置を講ずること。

5. 点検の基準

点検の基準は、昭和50年消防庁告示第14号の規定による。

6. 費用負担

点検に基づき取替えまたは修理に要した部品代金は、委託者の負担とする。

点検に必要な機器の使用に要する費用は、受託者の負担とする。

7. 点検票及び消防用設備等点検結果報告書の作成

機器点検及び総合点検を完了したときは、当該点検対象物について点検表(昭和50年消防庁告示第14号に定める様式)を作成し、委託者に提出するものとする。

8. その他

本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ実施するものとする。

消防設備点検業務仕様書

宇治市菟道ふれあいセンターにおける消防設備の点検業務の実施にあたっては、本仕様書に定めるとおりとし、消防法に定める有資格者が行うものとする。

1. 防火対象物の所在地、名称等

① 所在地	宇治市宇治妙楽128-1
名称	宇治市菟道ふれあいセンター
用途	消防法施行令別表第一(1)項ロ
構造・規模	鉄筋コンクリート造
	延床面積 222㎡

2. 点検対象設備の内訳及び点検回数

(1) 外観点検及び機能点検	回数	年2回(6ヶ月に1回)
	点検設備	・誘導灯・消火器具・自動火災報知設備
(2) 総合点検	回数	年1回
	点検設備	・自動火災報知設備

※外観点検及び機能点検の年2回のうち、第2回目の点検については、総合点検と同時に行うこと。

点検対象設備の詳細については、現地で確認のこと。

3. 点検の実施

点検の実施については、関係法令に基づく専門の技術員を以って実施すること。

点検により不備な箇所を発見したときは、委託者の指示に従い、適切な処置を講ずること。

4. 点検の基準

点検の基準は、昭和50年消防庁告示第14号及び改正の規定による。

5. 費用負担

点検に基づき、取替または修理に要する費用は、委託者の負担とする。

ただし、点検に基づき、取替または修理に要する費用の見積書を作成し、委託者に

提出すること。

点検に必要な機器の使用に要する費用は、受託者の負担とする。

6. 点検表及び消防用設備等点検結果報告書の作成と所轄消防署への届出

外観点検及び機能点検を完了したときは、当該点検対象物について点検表（昭和50年消防庁告示第14号に定める様式）を作成し、委託者に提出するものとする。

総合点検を完了したときは消防用設備等点検結果報告書（昭和50年消防庁告示第3号に定める様式）を作成し、委託者に提出するものとする。

7. その他

本仕様に定めのない事項については、委託者と協議のうえ実施するものとする。

消防設備点検業務委託仕様書

コミュニティワークうじ館における消防設備の点検業務の実施にあたっては、本仕様書に定めるとおりとし、消防法に定める有資格者が行うものとする。

1. 防火対象物の所在地、名称等

所在地	宇治市宇治善法31
名称	コミュニティワークうじ館
用途	消防法施行令別表第1(1)項ロ
構造・規模	鉄筋コンクリート造 2階建 延床面積 721.26㎡

2. 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 点検対象設備の内訳及び点検回数

(1) 機器点検

回数	年2回(6ヶ月に1回)
点検設備	・誘導灯・消火器具・自動火災報知設備

(2) 総合点検

回数	年1回
点検設備	・自動火災報知設備

※ 外観点検及び機能点検の年2回のうち、第2回目の点検については、総合点検と同時に行うこと。

※ 点検対象設備の詳細については、現地にて確認のこと。

4. 点検の実施

点検の実施については関係法令に基づく専門の技術員を以て実施すること。

点検により不備な箇所を発見したときは、委託者の指示に従い適切な処置を講ずること。

5. 点検の基準

点検の基準は、昭和50年消防庁告示第14号の規定による。

6. 費用負担

点検に基づき取替えまたは修理に要した部分代金は、委託者の負担とする。

点検に必要な機器の使用に要する費用は、受託者の負担とする。

7. 点検表及び消防用設備等点検結果報告書の作成

機器点検及び総合点検を完了したときは、当該点検対象物について点検表（昭和50年消防庁告示第14号に定める様式）を作成し、委託者に提出するものとする。

上記いずれの場合も所管消防署への届出は、受託者が行うものとする。

8. その他

本仕様に定めのない事項については、委託者と協議のうえ実施するものとする。

消防設備点検業務委託仕様書

コミュニティワークこはた館における消防設備の点検業務の実施にあたっては、本仕様書に定めるとおりとし、消防法に定める有資格者が行うものとする。

1. 防火対象物の 所在地、名称等

所在地	宇治市木幡河原 3-12
名称	コミュニティワークこはた館
用途	消防法施行令別表第1(1)項ロ
構造・規模	鉄筋コンクリート造 5階建の1階の一部 延床面積 511.04㎡

2. 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 点検対象設備の内訳及び点検回数

(1) 機器点検

回数	年2回(6ヶ月に1回)
点検設備	・誘導灯・消火器具・自動火災報知設備

(2) 総合点検

回数	年1回
点検設備	・自動火災報知設備

※ 外観点検及び機能点検の年2回のうち、第2回目の点検については、総合点検と同時に行うこと。

※ 点検対象設備の詳細については、現地にて確認のこと。

4. 点検の実施

点検の実施については関係法令に基づく専門の技術員を以て実施すること。

点検により不備な箇所を発見したときは、委託者の指示に従い適切な処置を講ずること。

5. 点検の基準

点検の基準は、昭和50年消防庁告示第14号の規定による。

6. 費用負担

点検に基づき取替えまたは修理に要した部分代金は、委託者の負担とする。

点検に必要な機器の使用に要する費用は、受託者の負担とする。

7. 点検表及び消防用設備等点検結果報告書の作成

機器点検及び総合点検を完了したときは、当該点検対象物について点検表（昭和50年消防庁告示第14号に定める様式）を作成し、委託者に提出するものとする。

上記いずれの場合も所管消防署への届出は、受託者が行うものとする。

8. その他

本仕様に定めのない事項については、委託者と協議のうえ実施するものとする。

消防設備点検業務仕様書

大久保青少年センターにおける消防設備の点検業務の実施にあたっては、本仕様書に定めるとおりとし、消防法に定める有資格者が行うものとする。

1. 防火対象物の所在地、名称等

所在地	宇治市大久保町山ノ内3
名称	大久保青少年センター
用途	消防法施行令別表第一(1)項ロ
構造・規模	鉄筋コンクリート造 平屋建
保有面積	444.87㎡

2. 点検対象設備の内訳及び点検回数

- | | | |
|----------------|------|--------------------|
| (1) 外観点検及び機能点検 | 回数 | 年2回(6ヶ月に1回) |
| | 点検設備 | ・誘導灯・消火器具・自動火災報知設備 |
| (2) 総合点検 | 回数 | 年1回 |
| | 点検設備 | ・自動火災報知設備 |

※外観点検及び機能点検の年2回のうち、第2回目の点検については、総合点検と同時に行うこと。

※点検対象設備の詳細については、現地で確認のこと。

3. 点検の実施

点検の実施については、関係法令に基づく専門の技術員を以って実施すること。

点検により不備な箇所を発見したときは、委託者の指示に従い、適切な処置を講ずること。

4. 点検の基準

点検の基準は、昭和50年消防庁告示第14号及び改正の規定による。

5. 費用負担

点検に基づき、取替または修理に要する費用は、委託者の負担とする。

ただし、点検に基づき、取替または修理に要する費用の見積書を作成し、委託者に提出すること。

点検に必要な機器の使用に要する費用は、受託者の負担とする。

6. 点検表及び消防用設備等点検結果報告書の作成と所轄消防署への届出

外観点検及び機能点検を完了したときは、当該点検対象物について点検表（昭和50年消防庁告示第14号に定める様式）を作成し、委託者に提出するものとする。

総合点検を完了したときは消防用設備等点検結果報告書（昭和50年消防庁告示第3号に定める様式）を作成し、委託者に提出するものとする。

7. その他

本仕様に定めのない事項については、委託者と協議のうえ実施するものとする。

消防設備点検管理業務仕様書

善法青少年センターにおける消防設備の点検業務の実施にあたっては、本仕様書に定めるとおりとする。

1. 防火対象物の所在地及び名称等

所在地	宇治市宇治善法110-1		
名称	宇治市善法青少年センター		
用途	令別表第一(1)項ロ		
構造・規模	・本館(学習棟)	RC造2階建	498.6㎡
		(延床面積)	498.6㎡)

2. 点検対象設備の内容及び点検回数

設備の内容	外観点検及び機能点検	総合点検
誘導灯・消火器具	年2回(6ヶ月に1回)	年1回
自動火災報知設備	年2回(6ヶ月に1回)	

※外観点検及び機能点検の年2回のうち、2回目の点検については、総合点検に含めること。

※点検対象設備の詳細については、現地にて確認のこと。

3. 点検の実施

点検の実施については、関係法令に基づく専門の技術員をもって、実施すること。
点検により不備な箇所を発見したときは、委託者の指示に従い適切な処置を講ずること。

4. 点検の基準

点検の基準は、昭和50年消防庁告示第14号の規定による。

5. 費用負担

点検に基づき、取換えまたは修理に要した部品代は、委託者の負担とする。
点検に必要な、機器の使用に要する費用は、受託者の負担とする。

6. 点検票及び消防用設備等点検結果報告書の作成

外観点検及び機能点検を完了したときは、当該点検対象物について点検票(昭和50年消防庁告示第14号に定める様式)を作成し、委託業者に提出して検査を受けること。

総合点検を完了したときは、消防用設備等点検報告書（昭和50年消防庁告示第3号に定める様式）を作成し、委託者に提出して検査を受けること。

7・その他

業務の実施及び本仕様書に定めのない事項については、委託者と十分な協議を行い実施すること。

消防設備点検業務仕様書

河原青少年センターにおける消防設備の点検業務の実施にあたっては、本仕様書に定めるとおりとし、消防法に定める有資格者が行うものとする。

1. 防火対象物の所在地、名称等

所在地	宇治市木幡河原 5-5
名称	宇治市河原青少年センター
用途	消防法施行令別表第 1 (1)項 ロ
構造・規模	鉄筋コンクリート造 2階建
延床面積	543.18 m ²

2. 点検対象設備の内訳及び点検回数

(1)外観点検及び機能点検 回数 年 2回(6ヶ月に 1回)
点検設備 ・誘導灯及び誘導標識
・消火器具
・自動火災報知設備

(2)総合点検 回数 年 1回
点検設備 ・自動火災報知設備

※ 外観点検及び機能点検の年 2回のうち、第 2 回目の点検については、総合点検と同時に行うこと。

点検対象設備の詳細については、現地にて確認のこと。

3. 点検の実施

点検の実施については関係法令に基づく専門の技術員を以て実施すること。

点検により不備な箇所を発見したときは、委託者の指示に従い適切な処置を講ずること。

4. 点検の基準は、昭和 50 年消防庁告示第 14 号及び昭和 55 年消防庁告示第 8 号の規定による。

5. 費用負担

点検に基づき取替えまたは修理に要した部分の代金は、委託者の負担とする。

点検に必要な機器の使用に要する費用は、受託者の負担とする。

6. 点検表及び消防用設備等点検結果報告書の作成

外観点検及び機能点検を完了したときは、当該点検対象物について点検表(昭和 50 年消防庁告示第 14 号に定める様式)を作成し、委託者に提出するものとする。

総合点検を完了したときは、消防用設備等点検報告書(昭和 50 年消防庁告示第 3 号に定める様式)を作成し、委託者に提出するものとする。

上記いずれの場合も所管消防署への届出は、受託者が行うものとする。

7. 本仕様に定めのない事項については、委託者と協議のうえ実施するものとする。

消防設備点検業務仕様書

宇治市小倉公民館における消防設備の点検業務の実施にあたっては、本仕様書に定めるとおりとし、消防法に定める有資格者が行うものとする。

1. 防火対象物の所在地、名称等

所在地	宇治市小倉町寺内91番地
名称	宇治市小倉公民館
用途	消防法施行令別表第1(1)項ロ
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地上2階建 延床面積 550.50 m ²

2. 点検対象設備の内訳及び点検回数

(1) 外観点検及び機能点検	回数	年2回(6ヶ月に1回)
	点検設備	誘導灯・消火器具 自動火災報知設備
(2) 総合点検	回数	年1回
	点検設備	自動火災報知設備

※ 外観点検及び機能点検の年2回のうち、第2回目の点検については、総合点検と同時に行うこと。

点検対象設備の詳細については、現地にて確認のこと。

3. 点検の実施

点検の実施については、関係法令に基づく専門の技術員を以て実施すること。

点検により不備な箇所を発見したときは、委託者の指示に従い適切な処置を講ずること。

4. 点検の基準

点検の基準は、昭和50年消防庁告示第14号及び昭和55年消防庁告示第8号の規定による。

5. 費用負担

点検に基づき取換えまたは修理に要した部品代金は、委託者の負担とする。

点検に必要な機器の使用に要する費用は、受託者の負担とする。

6. 点検票及び消防用設備等点検結果報告書の作成

外観点検及び機能点検を完了したときは、当該点検対象物について点検票（昭和50年消防庁告示第14号に定める様式）を作成し、委託者に提出して検査を受けること。

総合点検を完了したときは、消防用設備等点検報告書（昭和50年消防庁告示第3号に定める様式）を作成し、委託者に提出して検査を受けること。

7. その他

本仕様書に定めのない事項については、委託者と十分協議のうえ実施するものとする。

消防設備点検業務仕様書

宇治市木幡公民館における消防設備の点検業務の実施にあたっては、本仕様書に定めるとおりとし、消防法に定める有資格者が行うものとする。

1. 防火対象物の所在地、名称等

所在地	宇治市木幡内畑34番地の7
名称	宇治市木幡公民館
用途	消防法施行令別表第1(1)項ロ
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地上2階建 延床面積 605.989 m ²

2. 点検対象設備の内訳及び点検回数

(1) 外観点検及び機能点検	回数	年2回(6ヶ月に1回)
	点検設備	誘導灯・消火器具 自動火災報知設備
(2) 総合点検	回数	年1回
	点検設備	自動火災報知設備

※ 外観点検及び機能点検の年2回のうち、第2回目の点検については、総合点検と同時に行うこと。

点検対象設備の詳細については、現地にて確認のこと。

3. 点検の実施

点検の実施については、関係法令に基づく専門の技術員を以て実施すること。

点検により不備な箇所を発見したときは、委託者の指示に従い適切な処置を講ずること。

4. 点検の基準

点検の基準は、昭和50年消防庁告示第14号及び昭和55年消防庁告示第8号の規定による。

5. 費用負担

点検に基づき取換えまたは修理に要した部品代金は、委託者の負担とする。

点検に必要な機器の使用に要する費用は、受託者の負担とする。

6. 点検票及び消防用設備等点検結果報告書の作成

外観点検及び機能点検を完了したときは、当該点検対象物について点検票（昭和50年消防庁告示第14号に定める様式）を作成し、委託者に提出して検査を受けること。

総合点検を完了したときは、消防用設備等点検報告書（昭和50年消防庁告示第3号に定める様式）を作成し、委託者に提出して検査を受けること。

7. その他

本仕様書に定めのない事項については、委託者と十分協議のうえ実施するものとする。

消防設備点検業務仕様書

宇治市広野公民館における消防設備の点検業務の実施にあたっては、本仕様書に定めるとおりとし、消防法に定める有資格者が行うものとする。

1. 防火対象物の所在地、名称等

所在地	宇治市広野町寺山17-403
名称	宇治市広野公民館
用途	消防法施行令別表第1(1)項ロ
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地上2階建 延床面積 609.73 m ²

2. 点検対象設備の内訳及び点検回数

(1) 外観点検及び機能点検	回数	年2回(6ヶ月に1回)
	点検設備	誘導灯・消火器具 自動火災報知設備
(2) 総合点検	回数	年1回
	点検設備	自動火災報知設備

※ 外観点検及び機能点検の年2回のうち、第2回目の点検については、総合点検と同時に行うこと。

点検対象設備の詳細については、現地にて確認のこと。

3. 点検の実施

点検の実施については、関係法令に基づく専門の技術員を以て実施すること。

点検により不備な箇所を発見したときは、委託者の指示に従い適切な処置を講ずること。

4. 点検の基準

点検の基準は、昭和50年消防庁告示第14号及び昭和55年消防庁告示第8号の規定による。

5. 費用負担

点検に基づき取換えまたは修理に要した部品代金は、委託者の負担とする。

点検に必要な機器の使用に要する費用は、受託者の負担とする。

6. 点検票及び消防用設備等点検結果報告書の作成

外観点検及び機能点検を完了したときは、当該点検対象物について点検票（昭和50年消防庁告示第14号に定める様式）を作成し、委託者に提出して検査を受けること。

総合点検を完了したときは、消防用設備等点検報告書（昭和50年消防庁告示第3号に定める様式）を作成し、委託者に提出して検査を受けること。

7. その他

本仕様書に定めのない事項については、委託者と十分協議のうえ実施するものとする。

宇治浄水場ほか消防設備点検業務委託 仕様書

宇治浄水場・西小倉浄水場・広野町浄水場・琵琶ポンプ場における消防設備の点検業務にあたり、本仕様書に定めるとおりとする。

1. 業務名称

宇治浄水場ほか消防設備点検業務委託

2. 業務場所

宇治浄水場：宇治市五ヶ庄高車地内

西小倉浄水場：宇治市伊勢田町遊田5-1

広野町浄水場：宇治市広野町八軒屋谷地内他

琵琶ポンプ場：宇治市宇治琵琶45

3. 委託期間

契約締結日より令和9年3月31日まで

4. 業務内容

誘導灯、消火器具、自動火災報知、非常警報設備について、消防法の定めるところにより外観点検、機能点検、総合点検を実施し、消防署への届出、点検報告書の提出、発注者への助言。

5. 留意事項

- ① 作業は関係法令に基づく専門の技術員にて実施すること。
- ② 点検の基準は、昭和50年消防庁告示第14号及び平成16年消防庁告示第9号の規定による。
- ③ 点検により不備な個所を発見したときは、報告書により発注者に連絡し適切な処置を講ずること。
- ④ 作業の実施に際し、水道施設等に損害を与えた場合は、受注者の責任において速やかに補償及び補修を行うこと。
- ⑤ 作業の実施に際し、事前に上下水道部の担当者に、作業日時及び所要時間等を連絡し、終了後も報告をすること。
- ⑥ 作業の実施前に、業務個所、外観点検等を行い、現状の把握をすること。
- ⑦ この仕様書等に定める期間以後においても、受注者の責による修補にかかる費用については、受注者の負担とする。
- ⑧ その他本仕様書に定めのない事項については、発注者と十分協議を行い実施すること。

6. 点検対象物の名称、所在地、消防設備等

(1) 宇治浄水場 所在地：宇治市五ヶ庄高車 用途：令別表第一（15）項

	設置場所	個数ほか
規模・構造	管理棟	RC造、地上2階
	自家発電機棟	RC造、地上2階
	ろ過ポンプ室	RC造、地上1階 地下1階
	急速ろ過池	RC造、地上1階
	床面積	1,698.94㎡
	延べ面積	4,158.72㎡
消火器	管理棟内	17本
	自家発電機棟内	12本（50型1本・10型11本）
	ろ過ポンプ室	4本
	濃縮槽電気室	1本
	急速ろ過池	7本
自動火災報知機	管理棟2階宿直室	1式
非常警報器具及び設備	管理棟2階小会議室	1式
感知器	管理棟1階	差動式スポット型 25個 定温式スポット型 1個 煙式スポット型（光電式非蓄積）4個 地区音響装置 1式 発信機 1式
	管理棟2階	差動式スポット型 16個 定温式スポット型 1個 煙式スポット型（光電式非蓄積）1個 地区音響装置 1式 発信機 1式
	管理棟階段	煙式スポット型（光電式非蓄積）1個
誘導灯・誘導標識	管理棟1階避難口	2台
	管理棟2階避難口	3台
	管理棟2階廊下	1台
	自家発電機棟2階	5台
	急速ろ過池ポンプ室	3台
	急速ろ過池（管廊）	4台
	急速ろ過池機械室	2台
防排煙設備	管理棟2階宿直室	制御装置 1式
	管理棟2階南側	感知器（煙式光電式）2個 自動開閉装置（防火シャッター）1式
	管理棟2階北側	感知器（煙式光電式）1個 自動開閉装置（防火シャッター）1式

(2) 西小倉浄水場 所在地：宇治市伊勢田町中遊田5-1 用途：令別表第一(15)項

	設置場所	個数ほか
規模・構造	管理棟	RC造、地上1階 地下1階
	床面積	1,298.21㎡
	延べ面積	1,403.89㎡
消火器	管理棟内	9本(10型8本・50型1本)
	配水ポンプ室	1本
	ろ過ポンプ室	1本
	曝気室 1階	1本
	曝気室 2階	1本
誘導灯・誘導標識	管理棟避難口	1台
	曝気室	2台

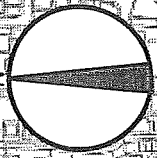
(3) 広野町浄水場 所在地：宇治市広野町八軒屋谷地内他 用途：令別表第一(15)項

	設置場所	個数ほか
消火器	屋外	1本

(4) 琵琶ポンプ場 所在地：宇治市宇治琵琶45 用途：令別表第一(15)項

	設置場所	個数ほか
規模・構造	管理棟	RC造、地上1階 地下1階
	床面積	353.9㎡
	延べ面積	338.39㎡
消火器	管理棟	3本
	ポンプ室 1階	1本
	ポンプ室 地階	1本
誘導灯・誘導標識	管理棟避難口	1台
	ポンプ室	1台

位置図
宇治浄水場



岡屋小学校

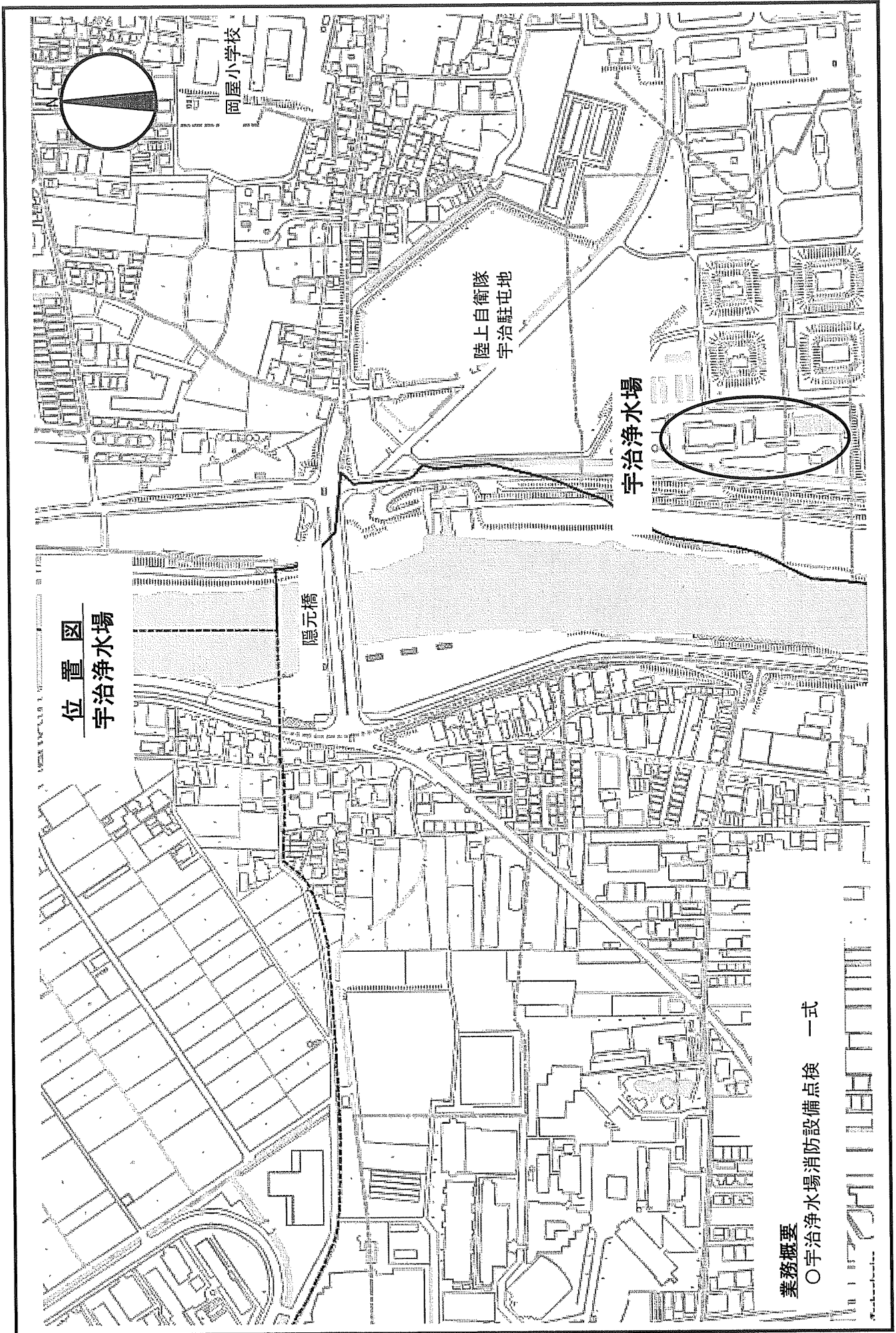
陸上自衛隊
宇治駐屯地

宇治浄水場

隠元橋

業務概要

○宇治浄水場消防設備点検 一式

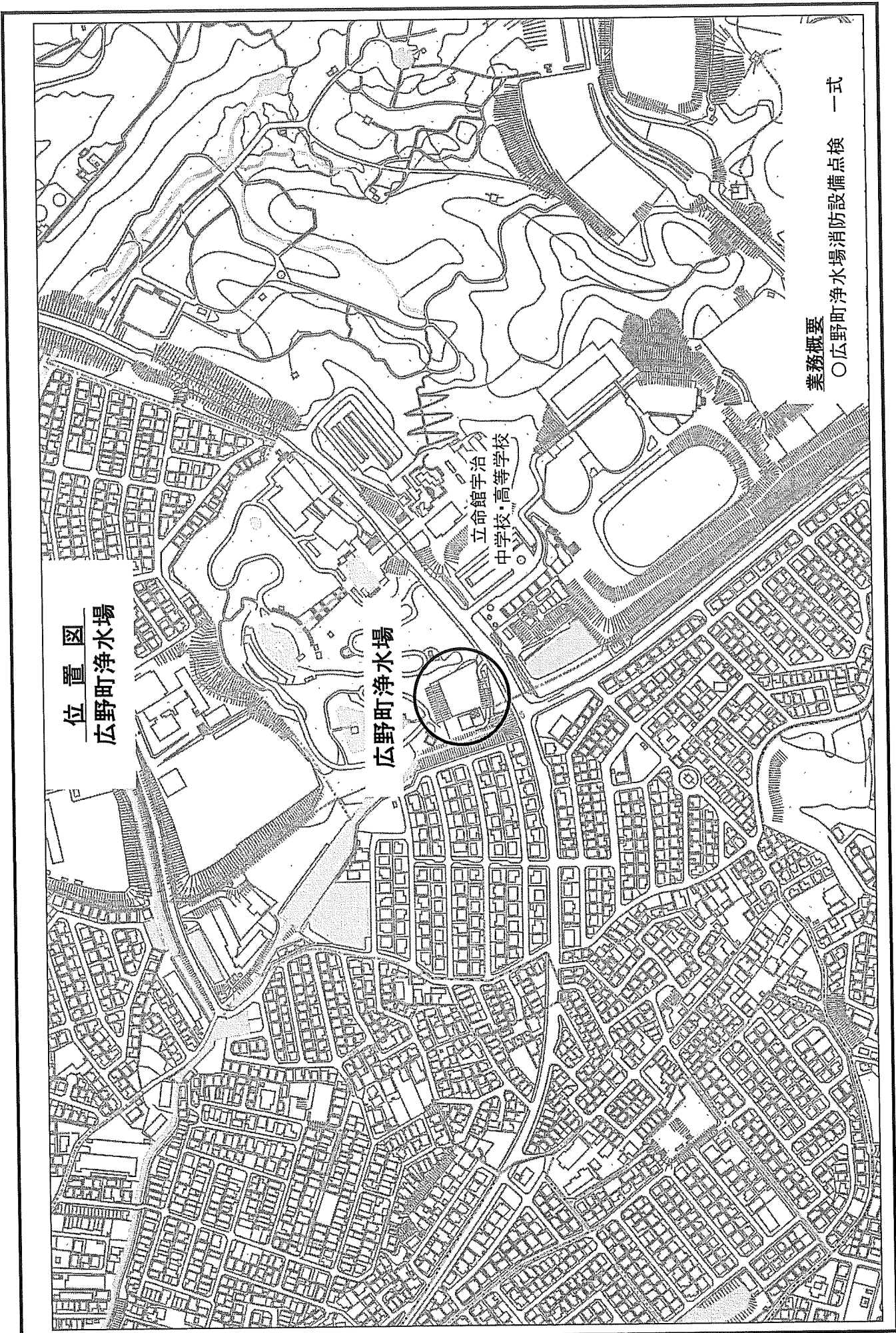


位置図
広野町浄水場

広野町浄水場

立命館宇治
中学校・高等学校

業務概要
○ 広野町浄水場消防設備点検 一式



位置図
琵琶ポンプ場

琵琶ポンプ場

宇治市役所

宇治市
総合福祉会館

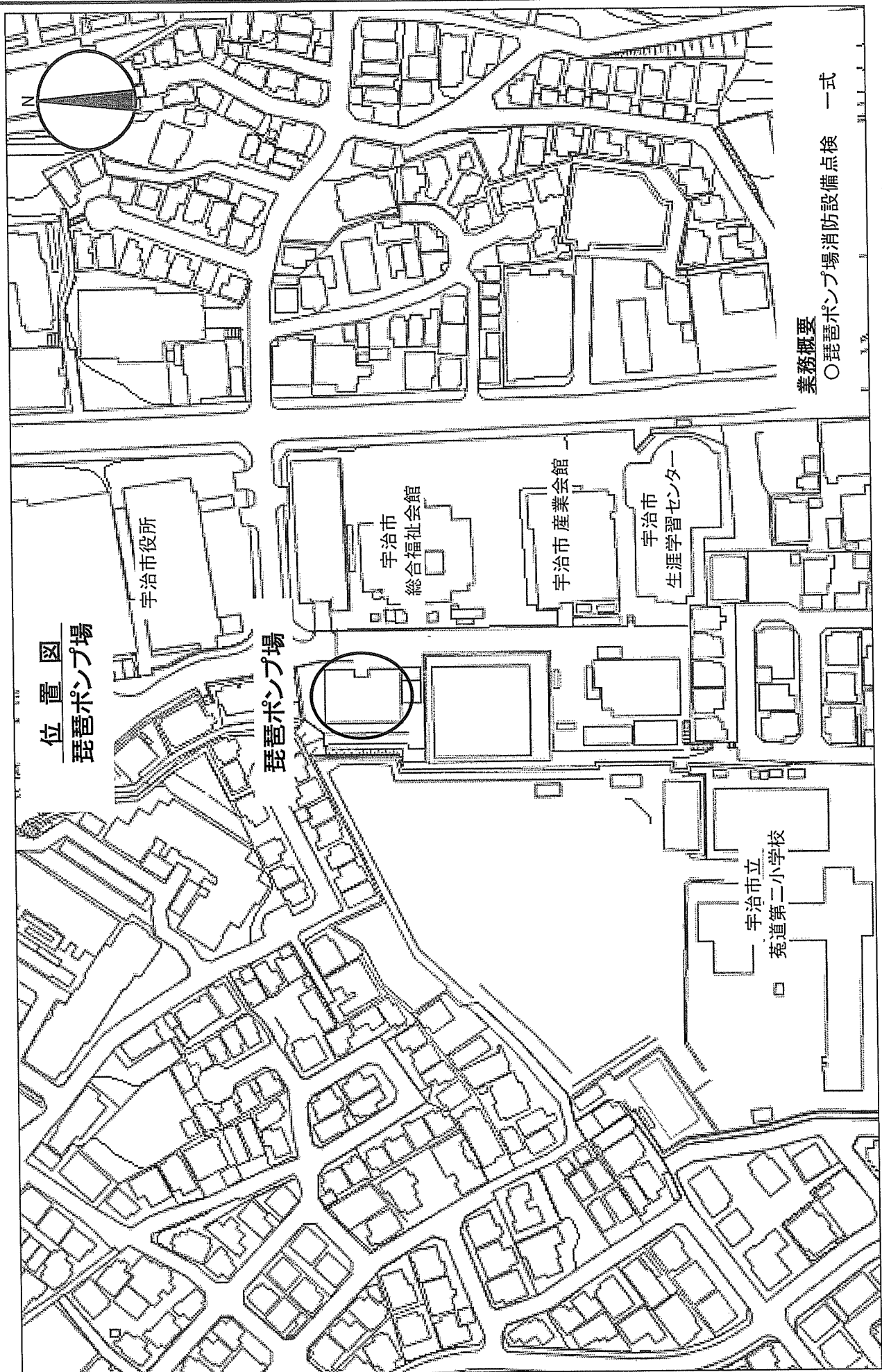
宇治市 産業会館

宇治市
生涯学習センター

宇治市立
菟道第二小学校

業務概要

○ 琵琶ポンプ場消防設備点検 一式



水道庁舎消防用設備等点検業務委託仕様書

宇治市水道庁舎における消防用設備等の点検業務は、本仕様書に定めるとおり実施するものとする。

1. 防火対象物の所在地、名称等

所在地・・・宇治市宇治琵琶45番地の2

名称・・・宇治市水道庁舎

用途・・・令別表第一(15)項

規模・構造・・・RC造 地上3階

床面積 364.80 m² 延床面積 1,062.93 m²

2. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで。

3. 点検業務の範囲

水道庁舎に設置されている消防用設備等（消火器具、自動火災報知設備、誘導灯）について、消防法の定めるところにより、外観点検、機能点検、総合点検を実施し、消防署への届出、点検報告書の提出、発注者（上下水道部上下水道総務課）へ助言すること。

4. 留意事項

- ① 作業は関係法令に基づく専門の技術員が行うこと。
- ② 点検の基準は、昭和50年消防庁告示第14号及び昭和55年消防庁告示第8号の規定による。
- ③ 点検により不備な箇所を発見した場合は、報告書により発注者に連絡し、適切な処置を講ずること。
- ④ 作業の実施に際し、水道施設等に損傷を与えた場合は、受託業者の責任において速やかに補償及び補修を行うこと。

- ⑤ 作業の実施に際し、事前に上下水道総務課の担当者に作業日時及び所要時間等を連絡し、終了後も報告すること。
- ⑥ 作業の実施前に業務箇所、外観点検等を行い、現状の把握を行うこと。
- ⑦ この仕様書に定める期間以後においても受託業者の責めによる瑕疵の補修にかかる費用については、受託者の負担とする。
- ⑧ その他本仕様書に定めのない事項については、発注者と十分協議を行い実施すること。

消防設備点検業務予定価格積算書

No.	案件名	計
1	集会所消防設備点検業務	¥501,600
2	消防署・消防分署・救急出張所消防用設備等点検業務委託	¥44,000
3	菟道ふれあいセンター消防設備点検業務委託	¥40,000
4	コミュニティーワークうじ館消防設備点検業務委託	¥19,352
5	コミュニティーワークこはた館消防設備点検業務委託	¥19,352
6	大久保青少年センター消防設備点検業務委託	¥55,000
7	善法青少年センター消防設備点検管理業務委託	¥11,275
8	河原青少年センター消防設備点検業務委託	¥10,175
9	小倉公民館消防設備点検業務	¥15,400
10	木幡公民館消防設備点検業務	¥15,400
11	広野公民館消防設備点検業務	¥15,400
12	宇治浄水場ほか消防設備点検業務委託	¥330,000
13	水道庁舎消防用設備等点検業務委託	¥40,000
		¥1,116,954

(消費税相当分含む)